

重要事項説明書

利用者 様

訪問看護ステーション ひとつ

重要事項説明書

サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護 (介護保険 ／ 医療保険)
--------	----------------------------------

◆事業者について

第1条（会社の概要）

会社名	株式会社 entraide		
代表者名	代表取締役 鈴木 久美子		
本社所在地	和歌山県和歌山市津秦 229-4		
電話番号	073-499-8285	FAX 番号	073-494-3829
設立日	2024年2月7日		
実施事業	訪問看護事業／予防訪問看護事業		

◆事業所について

第2条（事業所の概要）※キャンセル、苦情、要望等のご連絡先はこちらとなります。

事業所名	訪問看護ステーションひとつ		
事業所所在地	和歌山県和歌山市津秦 229-4		
電話番号	073-499-8285	FAX 番号	073-494-3829

設立年月日 (指定年月日)	2024年6月1日		
事業責任者	管理者 鈴木 久美子		
指定事業所番号 (介護保険指定)	3060191552	ステーションコード (健康保険法指定)	0191552

通常の事業地域	和歌山市・岩出市・海南市
交通費について	<ul style="list-style-type: none">通常の事業地域内における交通費は、通常の利用料金に含まれています。地域外における交通費は、1キロメートルあたり50円を実費でいただきます。

第3条（事業の目的・運営方針）

事業の目的

事業の目的	居宅において、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">(1) 訪問看護ステーションひとつ（以下、事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。(2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健、医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。(3) 事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

第4条（営業日および営業時間、サービス提供時間）

	月～金曜日	休業日	その他休日
--	-------	-----	-------

営業時間 (窓口対応時間)	9:00~17:00	土曜・日曜	12/30~1/3
サービス提供時間	9:00~17:00		

第5条（事業所の職員体制等）

	資格	合計	職務内容
管理者	看護師	1人	・事業所のサービス従業者の管理、業務管理を一元的に行います
サービス従業者	看護師	2.5人以上	・サービスの提供 ・訪問看護計画書、報告書(※1)の作成
	理学療法士	1人以上	・サービス（在宅におけるリハビリテーション）の提供
看護補助		1人以上	・訪問看護サービス提供にあたっての補助業務

第6条（サービス内容）

- 事業所は、介護保険法に定める居宅サービス計画・介護予防サービス支援計画（以下、「ケアプラン」という）に基づいたサービス、または健康保険法等の医療保険関係法令が定めるサービスを、制度に従い該当する保険を適用し、訪問看護計画書等の内容に沿って提供します。
- 主なサービス内容（ご自宅等へ看護師が訪問し、必要なケアや支援を行います）

■療養上のケア 身体の清拭、洗髪、 食事・排泄などの介助	■病状の確認 血圧・体温・脈拍や 身体の状態のチェック	■リハビリテーション 拘縮予防や機能の回復、 嚥下機能の訓練など
■ 医療措置 指示医の指示に基づく措置	■医療機器の管理 在宅酸素・人工呼吸器	«その他» ■床ずれ（褥瘡）予防・処置

点滴、処置など	カテーテルなどの管理	■認知症ケア ■介護予防…など
---------	------------	--------------------

3. サービス提供方法

- ① 利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づき、事業所が作成した訪問看護計画書等に沿って訪問看護を実施します。
- ② 利用希望者、家族、その担当の居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者（以下、「居宅介護支援事業者等」といいます）から事業所に直接申し込みがあった場合は、事業所から主治医に指示書の交付を依頼します。
- ③ 利用者に主治医がない場合、事業所から包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に主治医選定を依頼します。

4. 適用する保険制度（サービス開始・更新等の必要時、被保険者証の確認をさせて頂きます。）

介護保険	病状が安定期にあり、サービスが必要であると主治医が認めた要介護者・要支援者
医療保険	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳未満の方 ・40歳以上 65歳未満の、要介護認定を受ける事が出来る 16 特定疾患以外の方 ・40歳以上の 16 特定疾患、65歳以上であっても、要介護・要支援者でない方 ・要介護者等であっても、厚生労働大臣が定める疾病等に該当する方（後術『☆』を参照） ・要介護者等であっても、特別訪問看護指示書が交付された場合（特別指示期間のみ）

第7条（キャンセル）

- 1. 利用者がサービスの利用をキャンセル・中止をする場合には、速やかに第2条に定める連絡先までご連絡ください。
- 2. 利用者のご都合でサービスを中止する場合には、できる限りサービス利用予定日の前営業日・全営業時間内までにご連絡ください。

3. キャンセル料

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までのご連絡の場合	不要です
当日、訪問までのご連絡の場合	1, 000円を請求します
訪問までご連絡がない場合	1 提供あたり料金の 100 %を請求します

※ただし、急変などによる入院等の場合は、キャンセル料の請求はいたしません。

第 8 条（支払い方法）

事業所は、利用者負担金およびその他の費用を毎月月末締めとし、翌月 10 日以降に当月分の利用料金を請求します。お支払方法は、口座振替、現金集金、口座振込となります。利用者は翌月中にお支払ください。

第 9 条（連携について）

サービスの提供にあたり事業所は、居宅介護支援事業所及び保健医療サービス、福祉サービスを提供するものと密接な連携に勤めます。

第 10 条（訪問看護計画書等および訪問看護報告書等）

- 事業所は、利用者・家族の希望、主治医の指示、心身の状態、ケアプランの内容等を踏まえて、療養上の目標及び目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した訪問看護計画書等を作成するものとします。
- 事業所は、訪問看護計画書の作成にあたって、利用者・家族に対して内容について説明を行い、同意をいただくとともに、作成した訪問看護計画書等を利用者に交付するものとします。
- 事業所は、作成・交付した訪問看護計画書等に沿った計画的なサービス提供を行うものとします。
- 事業所は、提供した看護サービスの内容を記載した訪問看護報告書等を作成するものとします。
- 事業所は、主治医に訪問看護計画書・報告書を提出し、主治医との密接な連携を図るものとします。

6. 事業所は、利用者・家族の要望等により訪問看護報告書等の変更・中止の必要がある場合、状況調査等を踏まえ協議し、医師や居宅介護支援事業者等の助言・指導等に基づいて訪問看護計画書等の変更・中止をするものとします。

第 11 条（ターミナルケアについて）

「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合い、本人の意思決定（不可能な場合は家族等）を基本とし主治医、他の医療及び介護支援事業所等と連携し、可能な限り本人の望むケアを行います。

第 12 条（理学療法士等によるリハビリについて）

理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問させるものである。

第 13 条（サービス提供の記録等・保存）

1. 事業所はサービスを提供した際、あらかじめ定めたサービス提供記録書等に、提供したサービスの内容をおよび各種体制加算状況必要事項を記入します。
2. 事業所は、サービス提供記録書及び訪問看護計画書等、訪問看護報告書等、主治医指示書について、サービスを提供した日から 5 年間適切に保存し、利用者の求めにより開示し、実費相当の負担によりその写しを交付します。

第 14 条（連絡先の確認）

事業所はサービスを提供するにあたり、利用者・連絡相談の窓口となられる家族の方の連絡先を確認させていただき、また、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師および医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。

第15条（事故発生時の対応）

1. 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、家族や主治医・居宅介護支援事業者等の医療・福祉・介護・行政機関に必要に応じた報告と連絡を行い、事故の状況・事故に際してとった処置を記録し、その原因を解明し再発防止策と講じます。
2. 事業所は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第16条（緊急時等における対応方法）

1. 緊急時等の対応方針として、緊急時は速やかな現場対応と連携連絡を基本とします。緊急時の連絡先は、第2条に定める事業所電話番号となります。
2. サービス提供時間中に利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等を行ないます。
3. 看護師等以外の職員が、利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルが整備されており、緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されています。

第17条（虐待防止のための措置）

1. 事業所は、利用者の尊厳を守るという基本的な考え方の基、虐待は決して行いません。身体拘束もやむを得ない場合を除き、原則として行いません。事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市区町村へ報告します。
2. 事業所が身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合は速やかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。

①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

②^{ひだいたいせい}非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

3. 高齢者虐待防止については、委員会を設置し啓発・普及するための研修を実施しています。

第 18 条（第三者評価の実施状況）

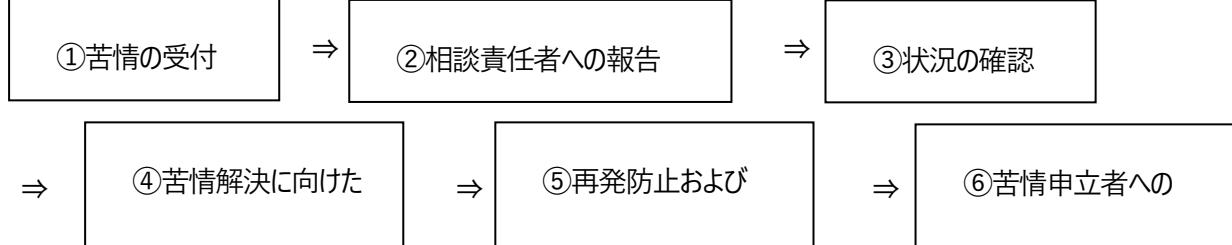
提供するサービスの第三者評価の実施なし

第 19 条（秘密保持）

1. 業務上知り得た利用者・家族に関する秘密および個人情報を、利用者または第三者の生命・身体等の危険防止の為など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後、また職員については退職後も第三者に漏らす事はありません。
2. あらかじめ文書により利用者・家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず居宅介護支援事業者等との連絡調整その他の必要な範囲内で、同意した物の個人情報を利用できるものとします。

第 20 条（相談窓口および苦情対応窓口）

1. サービスに関する相談、苦情および要望等（以下「苦情等」といいます）については、下記の窓口にて対応致します。
苦情等については、真摯に受け止め、誠意をもって問題の解決に臨み、対応内容について記録および保存を行い、常に居宅サービス事業者としてサービスの質の向上に努めるものとします。
2. 苦情対応の基本手順



3. 相談・苦情窓口

①事業所の苦情等の窓口および相談責任者は、第2条で定める連絡先となります。

また、受付時間は、第4条に定める営業時間（窓口対応時間）となります。

②法人お客様相談窓口および公的機関による苦情相談窓口につきましては、下記のとおりとなります。

- 法人お客様相談窓口

相談窓口	訪問看護ステーションひとつ		
電話番号	073-499-8285	FAX 番号	073-494-3829
受付時間	月曜～金曜 9：00～17：00		

- 公共機関による苦情相談窓口

* 和歌山県国民健康保険団体連合会			
所在地	和歌山県和歌山市吹上2丁目1番22号 日赤会館		
電話番号	073-427-4662	FAX 番号	073-427-4674
受付時間	9：00より17：00まで（平日）		

* 和歌山市役所 介護保険課			
所在地	和歌山県和歌山市七番丁23番地		
電話番号	073-435-1190	FAX 番号	073-435-1296
受付時間	9：00より17：00まで（平日）		

【 サービス利用料金の説明 】

【1】サービス利用料金に関する事項

- (1) サービス利用料金は、介護保険適用、医療保険適用、保険適用外に分かれています。
- (2) 利用者負担金は、介護報酬・医療診療報酬・保険適用外サービスから保険給付を差し引いた金額となります。
- (3) 介護保険サービスに対する利用者負担金は、居宅介護支援事業者等が作成する、利用者の「サービス利用票」および「サービス利用票別表」によるものとします。
- (4) 介護保険・医療保険において、公費等で利用者負担金に調整が必要な場合は、公費その他の減額措置における給付率・負担率等を確認し、所定の利用者負担金を算出後、利用者に提示します。
- (5) 本契約の有効期間中、介護保険法・健康保険法その他関係法令または診療報酬の改正により、サービス利用料金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、事業所は、法令改正後速やかに利用者様に対し、改定の施行時期および改定後の金額を通知し同意を得ます。
- (6) 介護報酬の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、超えた部分は全額自己負担となります。（その際には、ケアプランを作成する際に説明の上、利用者の同意を得ることになります）
- (7) 介護保険サービスに対する利用者負担金は、ケアプランを作成しない場合など「償還払い」となる場合には、一旦利用者より介護報酬を全額お支払いいただき、その後市区町村に対して保険給付分の請求をしていただくことになります。
- (8) 利用者が介護保険料支払いに滞納がある場合、介護保険法により保険給付の支払い方法変更（償還払い・給付率変更）等の給付制限が生じことがあります。保険給付の制限を受けた場合（介護保険被保険者証の給付制限欄に「支払方法の変更」等の記載があった場合）、一旦利用者が介護報酬を全額お支払いいただき、その後市区町村に対して保険給付分を請求して頂くことになります。詳細については居宅介護支援事業者等または担当者からご説明します。
- (9) 看護師等が利用者宅を訪問する際にかかる交通費については、原則無料となります。
- (10) 保険適用外のサービスは、保険適用サービスに併用して利用者の希望により提供したサービスを指し

ます。その内容は、下記「【4】サービス利用料金について（保険適用外）」に規定するとおりです。

【2】サービス利用料金について（介護保険適用）

- (1) 介護報酬は、サービスや内容、加算ごとの規定単位数で、利用されたサービスの合計に地域単価（10.42 円）を乗じた金額となります。
- (2) 利用者負担金は、介護報酬から保険給付分を控除した金額となります。
- (3) 早朝夜間（6：00～8：00、18：00～20：00）は 25%、深夜（22：00～翌 6：00）は 50% の割増料金となります。

● 表 1. 介護保険適用（基本部分）

A. 保健師・看護師がサービスを行った場合

（指定訪問看護）

所要時間	単位数	介護報酬	利用者負担金		
			1 割	2 割	3 割
20 分未満（注 1）	314 単位	3,271 円	328 円	655 円	982 円
30 分未満	471 単位	4,907 円	491 円	982 円	1,473 円
30 分以上 1 時間未満	823 単位	8,575 円	858 円	1,715 円	2,573 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 単位	11,753 円	1,176 円	2,351 円	3,526 円

（指定介護予防訪問看護）

所要時間	単位数	介護報酬	利用者負担金		
			1 割	2 割	3 割

20分未満（注1）	303単位	3,157円	316円	632円	948円
30分未満	451単位	4,699円	470円	940円	1,410円
30分以上1時間未満	794単位	8,273円	828円	1,655円	2,482円
1時間以上1時間30分未満	1,090単位	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円

- 注1) 20分未満のサービスは、緊急時訪問看護加算の届出をしている事業所であって、別に20分以上のサービスが週1回以上計画されている場合に適用となります。
- 注2) 担当の看護職員が准看護師の場合のサービス料金は、上記の金額の90%となります。

B. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がサービスを行った場合

(指定訪問看護)

所要時間	単位数	介護報酬	利用者負担金		
			1割	2割	3割
1回につき	294単位	3,063円	307円	613円	919円

(指定介護予防訪問看護)

所要時間	単位数	介護報酬	利用者負担金		
			1割	2割	3割
1回につき	284単位	2,959円	296円	592円	888円

- 注3) 理学療法士等が行うサービスは、40分以上で2回分、60分以上で3回分の算定となります。1日に3回分以上算定する場合、該当日のサービス料金は各回が上記Bの90%となります。指定介護予防訪問看護の場合は50%となります。
- 注4) 表A、Bの金額は、1回あたりの料金の目安です。実際の利用者負担金は、利用されて単位数を合計してから算出するので、表の金額の合計とは一致しない場合があります。

● 表2. 介護保険適用（加算部分）

加算項目	単位数	介護報酬	利用者負担金		
			1割	2割	3割
(予防)訪問看護複数名訪問加算（30分未満）	254 単位	2,646 円	265 円	530 円	794 円
(予防)訪問看護複数名訪問加算（30分以上）	402 単位	4,188 円	419 円	838 円	1,257 円
(予防)訪問看護長時間訪問看護加算	300 単位	3,126 円	313 円	626 円	938 円
(予防)訪問看護緊急時訪問看護加算Ⅰ	600 単位	6,252 円	626 円	1,251 円	1,876 円
(予防)訪問看護特別管理加算Ⅰ	500 単位	5,210 円	521 円	1,042 円	1,563 円
(予防)訪問看護特別管理加算Ⅱ	250 単位	2,605 円	261 円	521 円	782 円
(予防)訪問看護初回加算Ⅰ	350 単位	3,647 円	365 円	730 円	1,095 円
(予防)訪問看護初回加算Ⅱ	300 単位	3,126 円	313 円	626 円	938 円
(予防)訪問看護退院時共同指導加算	600 単位	6,252 円	626 円	1,251 円	1,876 円
訪問看護ターミナルケア加算（要介護のみ）	2,500 単位	26,050 円	2,605 円	5,210 円	7,815 円

【3】サービス利用料金について（医療保険適用）

（1）医療保険の指定訪問看護の費用の額は、訪問看護基本療養費および訪問看護管理療養費の額に、訪問看護

情報提供療養費および訪問看護ターミナルケア療養費の額を加えた額となります。

（2）特別訪問看護指示書の指示が出た場合等を除き、介護保険による給付を受けられる場合は算定できません。

（3）利用者負担金（表3参照）は、医療保険の診療報酬の基準に基づいたサービス利用料金から利用者ごとの医療

保険給付額を控除した金額となります。

(4) 1回の利用時間は、30分以上1時間30分以下を標準とし、1時間30分を超えないものとします。ただし、後述「長時間訪問看護加算」に該当する場合を除きます。

(5) 精神科訪問看護の場合、週3日（退院後3ヶ月以内の場合は週5日）また、1回の訪問看護の実施時間によって算定額が分かれています。

(6) 訪問看護基本療養費 精神科訪問看護基本療養費

①訪問看護基本療養費Ⅱ、精神科訪問看護基本療養費Ⅲは、同日に同一建物（高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、マンションなどの同一の建物）に居住する複数の利用者に訪問看護を行った場合に算定します。同日に3人以上訪問となる場合は、表3該当の下段の料金となります。

②訪問看護基本療養費Ⅲは、入院中であって、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている利用者に対して、主治医から交付を受けた訪問看護指示書に基づき訪問看護を行った場合、入院中1回（下記③＜厚生労働大臣が定める疾病等＞、後述「2. 訪問看護管理療養費」③④の特別管理加算の要件のいずれかに該当する利用者様の場合は2回）を限度として算定します。

③精神科訪問看護基本療養費Ⅳは、入院中であって、在宅療養に備えて一時的に外泊（1泊2日以上）をする際に精神科訪問看護指示書および精神科訪問看護計画書に基づき訪問看護を行った場合、入院中1回（下記③＜厚生労働大臣が定める疾病等＞、後述「2. 訪問看護管理療養費」③④の特別管理加算の要件のいずれかに該当する利用者様の場合は2回）を限度として算定します。

④訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱ、精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅲは、下記＜厚生労働大臣の定める疾病等＞、
☆後述「2. 訪問看護管理療養費」③④の特別管理加算の要件、のいずれかに該当する利用者について週4日

以上の算定が出来ます。

<厚生労働大臣の定める疾病等>

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症
- ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症 ⑨多系統委縮症
- ⑩パーキンソン病関連疾患 ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライムゾーム病
- ⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰頸髄損傷
- ⑲慢性炎症脱髓性多発神経炎 ⑲後天性免疫不全症候群 ⑳人工呼吸器を使用している状態

- ⑤ 特別訪問看護指示書、精神科特別訪問看護指示書は、急性増悪等により、頻回の訪問看護が必要と主治医が判断した場合に、通常の訪問看護指示書に加えて交付されます。1月につき1回（気管カニューレを使用している状態にあるもの・真皮を超える褥瘡の状態にある利用者の場合は2回）の指示で、1回の指示につき14日間まで訪問できます。

(7) 訪問看護管理療養費 精神科訪問看護基本療養費

- ①訪問看護管理療養費は、サービスを提供するにあたり、安全な提供体制が整備されており、訪問看護計画及び訪問看護報告書を主治医に提出し、計画的な管理を継続して行なった場合に、訪問ごとに算定します。

● 表3. 医療保険適用（利用者負担金）

★は、利用者様の同意により加算の対象となります。

訪問看護基本療養費一	サービス種別	金額	利用者負担金		
			1割	2割	3割
保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	週3日まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日以降	6,550円	660円	1,310円	1,970円
准看護師	週3日まで	5,050円	510円	1,010円	1,520円
	週4日以降	6,050円	610円	1,210円	1,820円

訪問看護基本療養費二	保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	同日に 2人	週3日まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
			週4日以降	6,550円	660円	1,310円	1,970円
		同日に 3人以上	週3日まで	2,780円	280円	560円	840円
			週4日以降	3,280円	330円	660円	980円
	准看護師	同日に 2人	週3日まで	5,050円	510円	1,010円	1,520円
			週4日以降	6,050円	610円	1,210円	1,820円
		同日に 3人以上	週3日まで	2,530円	250円	510円	760円
			週4日以降	3,030円	300円	610円	910円
	保健師、助産師、看護師、作業療法士による場合	週3日まで	30分以上5,550円	560円	1,110円	1,670円	
			30分未満4,250円	430円	850円	1,280円	
		週4日以降	30分以上6,550円	660円	1,310円	1,970円	
			30分未満5,100円	510円	1,020円	1,530円	
精神科訪問看護基本療養費一	准看護師	週3日まで	30分以上5,050円	510円	1,010円	1,520円	
			30分未満3,870円	390円	770円	1,160円	
		週4日以降	30分以上6,050円	610円	1,210円	1,820円	
			30分未満4,720円	470円	940円	1,420円	
	保健師、助産師、看護師、作業療法士による場合	同日に2人 まで	週3日まで	30分以上5,550円	560円	1,010円	1,670円
			30分未満4,250円	430円	850円	1,280円	
		週4日以降	30分以上6,550円	660円	1,310円	1,970円	
			30分未満5,100円	510円	1,020円	1,530円	
		同日に3人	週3日まで	30分以上2,780円	280円	560円	830円

精神科訪問看護基本療養費三

准看護師	以上	週4日以降	30分未満2,130円	210円	430円	640円	
			30分以上3,280円	330円	660円	980円	
			30分未満2,550円	260円	510円	770円	
	同日に2人まで	週3日まで	30分以上5,050円	510円	1,010円	1,520円	
			30分未満3,870円	390円	770円	1,160円	
		週4日以降	30分以上6,050円	610円	1,210円	1,820円	
			30分未満4,720円	470円	940円	1,420円	
	同日に3人まで	週3日まで	30分以上2,530円	250円	510円	760円	
			30分未満1,940円	190円	390円	580円	
		週4日以降	30分以上3,030円	300円	610円	910円	
			30分未満2,360円	240円	470円	710円	
訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱ 【悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア および人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合】			12,850円	1,290円	2,570円	3,860円	
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中の一時外泊		8,500円	850円	1,700円	2,550円	
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	入院中の一時外泊		8,500円	850円	1,700円	2,550円	
機能強化型訪問看護管理療養費3		月の初日	8,700円	870円	1,740円	2,610円	
訪問看護管理療養費1		2回目以降	3,000円	300円	600円	900円	
訪問看護管理療養費2			2,500円	250円	500円	750円	
★24時間対応体制加算(月1回)			6,800円	680円	1,360円	2,040円	
特別管理加算(月1回)			2,500円	250円	500円	750円	
特別管理加算(重症)(月1回)			5,000円	500円	1,000円	1,500円	

夜間・早朝訪問看護加算		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
長時間訪問看護加算 長時間精神科訪問看護加算 (週 1 日に限り)		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
緊急訪問看護加算 精神科緊急訪問看護加算 (1 日につき)	月 14 日目まで	2,650 円	270 円	530 円	800 円
	月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
★複数名 訪問看護加算	保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合【週 1 回まで】	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	准看護師【週 1 回まで】	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
	看護補助者による場合【週 3 回まで】	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	看護師等又は、看護補助者による場合(別に厚生労働大臣が定める場合に限る)	1 回／1 日	3,000 円	300 円	600 円
		2 回／1 日	6,000 円	600 円	1,200 円
		3 回以上／1 日	10,000 円	1,000 円	2,000 円
★複数名 精神科 訪問看護加算 (30 分未満の場合を除く)	保健師または、看護師と他の保健師、看護師、作業療法士の場合	1 回/日	4,500 円	450 円	900 冖
		2 回/日	9,000 円	900 円	1,800 円
		3 回/日	14,500 円	1,450 円	2,900 円
	保健師または看護師と准看護師の場合	1 回/日	3,800 円	380 円	760 円
		2 回/日	7,600 円	760 円	1,520 円
		3 回/日	12,400 円	1,240 円	2,480 円
	保健師または、看護師と看護補助者または精神保健福祉士 (週 1 回まで)	3,000 円	300 円	600 円	900 円

難病等複数回訪問看護加算	1日2回	4,500円	300円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
(30分未満の場合を除く)					
退院時共同指導加算（1月につき）		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算（退院日）		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	長時間の場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算（月1回）		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時カンファレンス加算（月2回まで）		2,000円	200円	400円	600円
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		780円	80円	160円	230円
★訪問看護情報提供療養費1（月1回） (市町村等からの求めに応じて情報を提供した場合)		1,500円	150円	300円	450円
★訪問看護情報提供療養費2（月1回） (義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供した場合)		1,500円	150円	300円	450円
★訪問看護情報提供療養費3（月1回） (保険医療機関等に入院又は入所する利用者について情報を提供した場合)		1,500円	150円	300円	450円
★訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
★訪問看護ターミナルケア療養費2 ※看取り介護加算を算定している場合に限る		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

【4】サービス利用料金について（保険適用の加算部分の詳細）

A. 利用ごとの加算

加算項目	加算の条件・内容等	介護保険	医療保険
難病等複数回訪問加算 精神科複数回訪問看護加算	1日複数回のサービスを提供した場合	-	毎回
緊急訪問看護加算 精神科緊急訪問看護加算	利用者等の求めに応じ緊急に訪問した場合	-	～日1回
複数名訪問看護加算 複数名精神科訪問看護加算	1度の訪問に看護師等が複数名必要な場合	毎回	～週3回
長時間訪問看護加算 長時間精神科訪問看護加算	1時間30分以上のサービスが必要な場合	毎回	～週1回
夜間・早朝、深夜訪問看護加算	所定(8～18時)以外の時間帯に訪問した場合	毎回	毎回

B. 契約月ごとの加算

加算項目	加算の条件・内容等	介護保険	医療保険
(介)緊急時訪問看護加算 (医)24時間対応体制加算	利用者に対して24時間連絡体制をとり、必要に応じ緊急訪問が行える体制をとっている場合	月1回	月1回
特別管理加算	下記<厚生労働大臣が定める状態>にある利用者に対して、計画的な管理を行った場合	月1回	月1回

<厚生労働大臣が定める状態>

1. 在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、または気管カニューレ・留置カテーテル

を使用している状態	
□. 在宅指導管理（自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、成分栄養経管栄養法、自己導尿、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者）を受けている状態	
八. 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態	
二. 真皮を越える褥瘡の状態	
木. 点滴注射が週3日以上必要は状態。（医療は、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を受けている状態）	

C. その他の加算

加算項目	加算の条件・内容等	介護保険	医療保険
初回加算	新規(2か月間利用がなかった場合を含む)に訪問看護 計画書を作成し、サービスを提供した場合	1回	-
退院時共同指導加算	病院等から退院・退所する利用者に対し、病院等の職員と共同で在宅療養上必要な指導を行った後に、サービスを提供した場合	1回	原則1回
退院支援指導加算	病院等からの退院日に、在宅療養上の必要な指導を行った場合	-	1回
在宅患者連携指導加算	医療関係職種間で月2回以上の情報交換を行ない、 その情報を踏まえ利用者等へ指導を行った場合		月1回
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	利用者の急変や診療方針変更等に伴い、医療従業者との共同カンファレンス・指導を行った場合		～月2回
ターミナルケア加算（療養費）	利用者が亡くなられた日と前14日以内に2日以上のサ	1回	1回

	サービスを提供した場合		
--	-------------	--	--

【5】サービス利用料金について（保険適用外）

- 表 4. 保険適用外のサービス

区分	利用料金		備考
1. 保険適用外 の看護	30分未満	5,000円	介護保険利用を基準とした金額の設定となります (主治医より訪問看護指示書を頂きます)
	30分以上 1時間未満 × 要した時間で計算	10,000円	
2. 保険適用外 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 の看護	20分	3,200円	上記を越して利用の場合、 上記金額を元に時間計算とする
	40分	6,400円	
3. 休日加算	30分	1,200円	
4. 死後の処置	1回	15,000円	追加料金発生時は相談の上、 了承を得る

※ご利用者様、又はご家族様がご記入ください。（項目ごとに丸印をつける）

【 理学療法士、作業療法士、言語療法士による訪問看護の同意の有無 】

・理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問させるものであることに【 同意する ・ 同意しない 】

【緊急時の加算に関する希望の有無】

利用者またはその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応ができ、必要に応じて、緊急訪問を行うことができる体制を取る場合の加算

1.介護保険適用の場合

(1) 緊急時訪問看護加算 1・予防緊急時訪問看護加算 1を【 希望する・希望しない 】

2.医療保険適用の場合

(1) 24 時間対応体制加算を【 希望する ・ 希望しない 】

サービス契約の締結にあたり、上記の重要事項について説明を受け、了承いたしました。

年 月 日

<利用者>

住 所 _____

電話番号 _____

氏 名 _____ 印 _____

<家族の代表者等> (家族以外の利用者代理人および署名代行の場合も含みます)

住 所 _____

電話番号 _____

氏 名 _____ 印 _____

(続柄)